

川崎市個別外部監査結果報告書

(平成15年5月から平成19年3月までに交付された政務調査費に係る住民監査請求)

個別外部監査人 池田 博毅

目次

第1部 監査手続

第1 個別外部監査契約等.....	4
1 監査の種類.....	4
2 請求の内容（要旨）.....	4
（1）請求の趣旨（主張の事実）.....	4
（2）措置請求内容.....	5
3 個別外部監査の実施.....	5
4 議会政務調査費の内容.....	5
（1）平成18年度.....	5
（2）平成17年度.....	6
（3）平成16年度.....	6
（4）平成15年度.....	6
5 監査対象.....	6
第2 請求人らに対する証拠の提出及び陳述の機会付与.....	6
第3 議会事務局職員からの陳述聴取.....	9
第4 関係人からの陳述聴取及び書類の提出.....	11

第2部 監査結果

第1 関係法令等.....	11
1 地方自治法第100条第13項及び14項.....	11
2 川崎市政務調査費条例及び同規則.....	11
3 川崎市運用指針.....	14
4 裁判例.....	14
第2 利害関係.....	21
第3 判断基準.....	21
第4 判断.....	32
第5 意見.....	32

別表A（監査対象額一覧）・B（判断結果一覧表）

別紙1～4（各派別判断）

別表C1～C4（各派各年度判断一覧表）

凡 例

本報告書において、法令等の名称につき以下の略称を用いた。

地方自治法	同（昭和２２年４月１７日法律第６７号。平成１４年改正後のもの。）
川崎市政務調査費条例	平成１９年３月２０日川崎市条例第１９号による改正前の川崎市議会の 政務調査費の交付等に関する条例（平成１３年３月２９日川崎市条 例第１１号。）
川崎市政務調査費規則	平成１９年３月３０日川崎市規則第６０号による改正前の川崎市議会の 政務調査費の交付等に関する条例施行規則（平成１３年３月２９日 川崎市規則第１６号）
川崎市運用指針	川崎市議会作成に係る「政務調査費の運用指針」（平成１９年５月から 施行）

川崎市個別外部監査結果に関する報告

(平成15年5月から平成19年3月までに交付された政務調査費に係る住民監査請求)

平成19年11月19日

川崎市監査委員 殿

個別外部監査人 弁護士 池田 博毅

同 補助者 弁護士 坂本 正之

同 補助者 弁護士 坂本 佳隆

同 補助者 弁護士 橋本 訓幸

第1部 監査手続

第1 個別外部監査契約等

1 監査の種類

地方自治法第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査請求に係る事項についての監査

2 請求の内容(要旨)

(1) 請求の趣旨(主張の事実)

ア 川崎市長は、川崎市議会各会派(無所属を含む)に対し、川崎市政務調査費条例第5条に基づき、平成15年度より平成18年度までの4年度間(平成15年4月分を除く)において、同条例第3条に定める議員1人当たり月額45万円、年額540万円の政務調査費を交付している。

イ 川崎市長は、川崎市政務調査費条例第11条に基づき、各会派代表者より川崎市市議会議長宛に提出された政務調査費収支報告書を受理している。

ウ 請求人らは、収支報告書に示された政務調査費使途についての備考欄記載につき、違法な「目的外支出」の有無を、法令・条例・判例や住民監査請求勧告内容等を根拠として検討し、4会派の政務調査費中、4年度間分で総額310,803,107円の

目的外支出が存在すると判断した。

エ 川崎市政務調査費条例第5条は、市長の政務調査費交付決定権を定めるとともに、同条例第13条は、市長に対し「会派における政務調査費の支出がこの条例及びこの条例の規則の定めに違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し」と、本市独自に市長の調査権につき定め、さらに同条例第14条では「残余额について返還を命ずることができる」との権限を持つと定めている。

従って、市長は、その提出された収支報告書が適正であるかどうかについて責任を有するが、平成13年度の制度発足以来今日まで、調査された形跡もなく、是正に向けた調査を怠ったままになっている。

(2) 措置請求内容

請求人らは、調査権を行使しない市長に代わって、川崎市監査委員として市長に対し、前述の平成15年度から平成18年度までの4会派総額310,803,107円の違法・不当な目的外支出について、指定会派（及び所属する議員を含む）に対し、損害賠償請求あるいは不当利得返還請求を求めるとともに、この先政務調査費の適正な支出を確保する上で必要な措置を講ずることにつき勧告されるよう、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を添付して監査請求を行う。

3 個別外部監査の実施

平成19年8月29日付け住民監査請求書に係る住民監査請求（平成19年8月29日受付川崎市監査事務局第415号。以下「本件住民監査請求」という。）において、請求人らは、地方自治法第242条第1項に基づく監査と併せて、地方自治法第252条の43第1項に基づく個別外部監査による監査を求めたところ、平成19年9月7日付けで、川崎市監査委員が、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当との決定をした。これを受け、同年10月4日に川崎市議会の議決を経て、同年10月5日、個別外部監査契約が締結され、同日から平成19年11月19日までの間、個別外部監査を実施し、その結果を川崎市監査委員に提出するものである。

4 議会政務調査費の内容

(1) 平成18年度

平成18年度政務調査費の各会派別の交付申請額、支出額、返還額は、平成18年度川崎市議会政務調査費収支報告書に記載のとおりである。

平成18年度の交付総額は318,600,000円である。支出総額は310,987,499円、返還額は3会派から7,612,501円である。

(2) 平成17年度

平成17年度政務調査費の各会派別の交付申請額、支出額、返還額は、平成17年度川崎市議会政務調査費収支報告書に記載のとおりである。

平成17年度の交付総額は315,450,000円である。支出総額は313,106,026円、返還額は3会派から2,343,974円である。

(3) 平成16年度

平成16年度政務調査費の各会派別の交付申請額、支出額、返還額は、平成16年度川崎市議会政務調査費収支報告書に記載のとおりである。

平成16年度の交付総額は314,100,000円である。支出総額は311,768,516円、返還額は2会派から2,331,484円である。

(4) 平成15年度

平成15年度政務調査費の各会派別の交付申請額、支出額、返還額は、平成15年度川崎市議会政務調査費収支報告書に記載のとおりである。

平成15年度の交付総額は292,050,000円である。支出総額は291,945,909円、返還額は2会派から104,091円である。

5 監査対象

- (1) 請求人らは、平成18年度分は、別紙平成18年度分政務調査費監査対象額一覧のとおり、4会派に対する合計71,712,583円の支出を違法と主張している。
- (2) 請求人らは、平成17年度分は、別紙平成17年度分政務調査費監査対象額一覧のとおり、4会派に対する合計79,592,811円の支出を違法と主張している。
- (3) 請求人らは、平成16年度分は、別紙平成16年度分政務調査費監査対象額一覧のとおり、4会派に対する合計84,437,821円の支出を違法と主張している。
- (4) 請求人らは、平成15年度分は、別紙平成15年度分政務調査費監査対象額一覧のとおり、4会派に対する合計75,059,892円の支出を違法と主張している。

第2 請求人らに対する証拠の提出及び陳述の機会付与

- 1 請求人らに対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成19年10月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人らから請求内容の補足説明等を受けた。
その際、地方自治法第252条の43第7項の規定に基づき、川崎市議会事務局職員が立ち会った。

2 請求人らの意見陳述の概要

- ・政務調査費改革かながわ見張番の発足と活動
- ・本件監査請求の目的は、①いわば議会活動、政治活動の補助金と化していて、本来の支出目的と合致していないと見られる政務調査費につき、この監査請求により適正化を図る契機とすること、②川崎市議会政務調査費の透明化を図ること、③政務調査費交付制度の現在の問題点を明らかにし、多額な目的外支出の発生することのないよう適正な交付額に改めるなどの契機とすること及び④平成13年度に制定された全国議会の政務調査費交付条例が実態において議員の調査研究に資する経費の一部と定めた地方自治法第100条13項の制定趣旨を踏まえていないことにつき、全国的に是正を求める活動を立ち上げる契機にある
- ・按分割合を10分の1としたことについては、各会派の収支報告書からは適切な按分割合を算定することが困難であることから、やむなく最小限の按分割合と見られる10分の1を採用したものにすぎず、より整合性のある比率が算定された場合には、その比率により目的外支出額を算定していただきたい
- ・川崎市議会政務調査費支出の按分については、ことし1月の運用指針の中で初めて触れられているが、按分の考え方については、平成19年4月16日、仙台高裁判決並びに平成18年10月20日、青森地裁判決及び平成19年5月25日、同青森地裁判決で条理上按分した額をもって政務調査費とすべきとしている
- ・按分割合10分の1は、過少な按分割合である
- ・2分の1の基準というのは、開示されている共産党会派の領収書をベースとした目的外支出の割合58%を下回る比率であり、かつ運用指針の規定にも沿う点で、10分の1よりも適切な按分比率であると考えている
- ・本監査請求における各会派の目的外支出額について
- ・本件監査請求が個別外部監査契約により決定したことは、地方自治法に定める外部監査として法的にも強制力を有する監査が実施されることとなり、最大限評価している
- ・住民監査請求は、地方自治法第242条第2項により、原則として財務支出行為より1年以内の支出に限られるが、政務調査費支出内容が明らかにされてこなかった点で議会各会派に瑕疵があり、支出内容の確認が困難であるなど、1年以上を経過していることにつき正当な理由があり、かつ政務調査費支出の資料、証拠書類が条例規則の中で5年間保存されることになっている趣旨に鑑み4年度間分について個別外部監査が行われることを重ねて求める
- ・監査人には、まず各会派の毎年度の政務調査研究テーマにつき確認し、その上で各支出経費が会派の調査研究テーマに沿って支出されているかどうかにつき、大局的に確認された

い

- ・政務調査費の支出は会派として行うものであり、その領収書や契約書等は当然に会派あて——団長あてを含む——となっていることを要する
- ・領収書等や会計帳簿は、それぞれ原本により完全な照合、確認が行われるとともに、それに基づく収支報告書が正しく作成されているかどうかにつき確認をされたい
- ・政務調査費を使用した研修や研究会の開催、さらには視察調査が行われた場合は、その成果等についての報告書の提出を求めて政務調査費が市政の調査研究に資するものであるか確認されたい
- ・その上で領収書や帳簿、さらには報告書等の提出がない場合には、目的外支出と判断されたい
- ・証拠書類等の不提出に対しては厳しく対処し、判断いただきたい
- ・政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部を交付するものであり、通常の議員活動や、会派、議員の政治活動、後援会活動や選挙活動が政務調査研究に資する活動と混然一体となっている場合には、客観的かつ適正な割合により按分するなど厳密に算定されたい。政務調査研究活動は、公務ではないことを判断基準の1つとしていただきたい
- ・政務調査費で、議員以外の調査研究費を支出することは認められない
- ・視察調査費については、徳島県の包括外部監査報告書の要件を満たす必要
- ・視察調査費も当然に実費弁償の原則が適用される
- ・資料費は、議会審議に必要な専門知識を得るための図書、資料等の購入に限定されるべき
- ・広報広聴費については、会派や議員の議会活動の広報に要する経費は、議員の調査研究に資する経費とはなり得ない。
- ・人件費については、職務の内容が専ら会派事務局スタッフとしての業務、受付、電話番、その他会派の庶務や議員の庶務的事務、対外的渉外業務等に従事している場合は、雇用の名目を問わず目的外支出として取り扱っていただきたい
- ・事務費の大部分は議会棟各会派控室で発生し、一部は1会派1事務所のみ認められている会派事務所で発生しているものであるが、議員の事務所では発生しない
- ・会派控室や事務所での活動内容は、政務調査活動のみならず、議員の議会活動や会派の政治活動の指令の拠点となることから、按分が必要
- ・その他の経費については、使途基準に反する不適切な経費が多額に混入されていると見られるだけに、念査が必要
- ・新聞購読により行われる一般市民と同じレベルの情報収集は、仮に議員の立場として必要であったとしても、それは通常の議員活動の1つとして議員報酬により支弁すべきもので

あり、政務調査費の支出対象とはなり得ない

- ・政務調査費を取り巻く時代の流れがここ一、二年でものすごく変わったので、その流れに沿った監査をお願いしたい
- ・月に45万円の政務調査費を全額使い切るのは不自然
- ・政務調査費の交付に対する成果というべき議案は、ろくなものがないという印象を一般市民としては抱いている。
- ・川崎市民1人当たりの政務調査費負担額は、神奈川県全体と比べて約3倍、横浜市と比べても1.5倍であるにも関わらず、議員提案議案が少ないというのは、こういう制度そのものに問題があるのではないか

第3 議会事務局職員からの陳述聴取

- 1 川崎市議会事務局職員に対し、平成19年10月15日に陳述の機会を与え、その陳述を聴取した。

なお、陳述の際は、地方自治法第252条の43第7項の規定に基づき、請求人らが立ち会った。

2 議会事務局職員陳述の概要

(1) 議会事務局長陳述

本市では、地方自治法の改正を受け、川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例及び同施行規則を制定し、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法、さらには支出の基準や収支報告書の閲覧等を定めてきた。

しかしながら、法制化以来5年が経過し、自治体を取り巻く社会状況等も変化してきたところから、平成18年度において政務調査費のあり方について見直しを行い、条例改正を行った。具体的な条例改正点としては、政務調査費の支出の透明性を高めるため、収支報告書に1件5万円以上の支出、人件費を除くということに際し、領収書等の添付を義務づけるものとした。

これはあくまでも政務調査費の情報開示に向けた第一歩であり、今後においてさらなる透明化、明確化に向け検討協議をしていくものである。

(2) 議会事務局庶務課主幹陳述

政務調査費と市のかかわり合い、あるいは政務調査費の本市の考え方等が、条文、それから規則に記述されておりますので、主に条例を追って説明していく。

会派の責務。会派は、政務調査費の交付が市政に関する会派の調査研究活動を充実し、

議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、調査費を適正に使用しなければならないとされている。

交付対象及び方法。本市の政務調査費は、会派——所属議員が1人である場合も含む——に対して交付されている。政務調査費の月額、議員1人当たり45万円で、この45万円に会派の所属議員数を乗じて得た金額とし、会派に毎月10日に交付している。

交付申請。政務調査費の交付を受けるためには、交付申請が必要となる。12カ月分の交付を受けるために、各会派は4月の年度当初に申請している。

交付決定。市長は、申請があった場合には、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

交付。会派代表者は、毎月、当該月分の調査費について、川崎市金銭会計規則の規定により請求書を提出しなければならない。

経理責任者の設置。調査費の交付を受けている会派は、調査費に関する経理を的確に行うために、所属議員の中から経理責任者を1人置くこととしている。

支出の基準。政務調査費から支出できる経費を7つの区分に分類して掲載し、特定している。

支出の処理。政務調査費を支出する際には、会派において会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理することとされている。

領収書等・支払証明書・会計帳簿。経費を支出したときは、領収書などの支出を証明する書類を徴することとし、領収書などを徴することができない場合は、会派の代表者が作成する支払証明書というものを充てることとしている。

会計帳簿・領収書等の整理・保管。会派の経理責任者は、会計帳簿、領収書等、支払証明書を整理した上、5年間保存するということになっている。

収支報告書。会派の代表者は、毎年度終了後3週間以内に、調査費の収入及び支出の報告書を議長に提出することとされている。

剰余金の返還。政務調査費は、地方自治法第100条第13項の規定に基づき、調査研究に資するために必要な経費の一部として交付するもので、剰余金が必ず生ずるということではございませんけれども、調査の事情により剰余金が生じた際は、市長に返還しなければならないとされている。

交付の決定の取り消し。会派における調査費の支出が条例及び規則の定めに違反していると認められた場合に、交付決定の全部または一部を取り消すという規定が置かれている。

調査費の返還命令。調査費全部または一部を取り消した場合は、市長は会派の代表者に対し、取り消した部分について期限を定めて返還を命ずる。

収支報告書の閲覧等。議長は、収支報告書が提出されたときは、当該収支報告書を一般

の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

第4 関係人からの陳述聴取及び書類の提出

平成15年5月から平成19年3月までに川崎市政務調査費の交付を受けた次の4会派に対し、地方自治法第252条の43第6項で準用する同第252条の38第1項の規定に基づき、平成19年10月10日、会計帳簿並びに領収書等及び支払証明書等書類の提出を求めたところ、各会派とも同月29日までに会計帳簿及び領収書等を提出するとともに、同月22日から同年11月5日までの間、2回にわたり会派の代表者たる団長及び経理責任者等が出頭し、本件に係る事実関係の説明等に応じた。

- (1) 自由民主党川崎市議会議員団（以下「自民党」という。）
- (2) 民主党川崎市議会議員団（以下「民主党」という。なお、平成15年度から平成18年度においては、「民主・市民連合川崎市議会議員団」という名称であった。）
- (3) 公明党川崎市議会議員団（以下「公明党」という。）
- (4) 日本共産党川崎市議会議員団（以下「共産党」という。）

第2部 監査結果

第1 関係法令等

1 地方自治法第100条第13項及び14項

地方自治法第100条第13項は、

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

と規定している。

2 川崎市政務調査費条例及び同規則

- (1) 川崎市では、川崎市政務調査費条例第3条第1項により、「調査費は、議長に結成の届出があった会派に対して交付する。」とされ、会派（所属議員が1人である場合を含む。同条例第2条）に対して交付されることになっている。

会派に対して交付される調査費の月額額は、45万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とされ（同条例第3条第2項）、所属議員数は、川崎市政務調査費規則第3条で定め

られる調査費の交付日における各会派の所属議員数である（同条例第4条1項）。

- (2) 同条例第10条により、調査費から支出することができる経費は、同条例の別表に掲げるものに限定され、同別表には、研究研修費、視察調査費、資料費、広報・広聴費、人件費、事務費及びその他の経費の7つの経費の区分が掲げられている。
- (3) 調査費の交付を受けている会派は、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならず（同条例第9条）、同条例第10条に規定する経費の支出は会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し（同規則第9条第1項）、経理責任者は、経費を支出したときは、領収書等を徴するか、またはこれができないときは会派の代表者が作成する支払証明書をもってこれに充てる（同条第2項）。そして、経理責任者は、毎年度、会計帳簿を調製し、領収書等及び支払証明書を整理した上、これらを5年間保存しなければならない（同条第3項）。
- (4) 会派の代表者は、前年度の交付にかかる調査費の収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない（同条例第11条第1項）。
- (5) 市長は、会派における調査費の支出が同条例及び同規則に違反したものであると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し（同条例第13条）、その旨を会派の代表者に通知したうえで、会派の代表者に交付済み調査費の全部又は一部を返還するよう命ずる（同条例第14条）。
- (6) 上記別表に掲げられる7つの経費の区分について、支出できる経費の内容及び種類は次のとおりである。

ア 研究研修費

（内容）

会派が、市政に関して調査研究をするために研究会、研修会等を開催し、又は他の団体等が開催する研究会、研修等に参加するのに要する経費

（種類）

会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等

イ 視察調査費

（内容）

会派が、市政に関して調査研究をするために他都市等の先進事業等を視察するのに要する経費

（種類）

旅費、バス等借上料、資料購入費等

ウ 資料費

(内容)

会派が、市政に関して調査研究をするために必要とする資料を購入し、又は作成するのに要する経費

(種類)

印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料等

エ 広報・広聴費

(内容)

会派が、市政に関して調査研究をするために会派の議会活動、政策等を市民に広報し、又は市民の要望、意見等を聴くのに要する経費

(種類)

会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料等

オ 人件費

(内容)

会派が、市政に関して調査研究をするために補助者を雇用するのに要する経費

(種類)

報酬・日当、交通費、社会保険料等

カ 事務費

(内容)

会派が、市政に関して調査研究をする際の事務を処理するのに要する経費

(種類)

消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等

キ その他の経費

(内容)

アからキまでに掲げる経費以外の経費（経費を支出する目的が、会派が行う市政に関する調査研究に該当しないものを除く。）

上記下線部は次のものをいう。

- ① せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費
- ② 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費
- ③ 会議、集会等に伴う食事以外の飲食に係る経費
- ④ 選挙活動に係る経費

(種類)

事務所賃借料、維持管理費等

事務所賃借料及び維持管理費は、市政に関して調査研究をするために会派が設置する事務所(議員個人が使用し、又は所属議員が1人である会派が使用するものを除く。)の賃借又は維持管理に要する経費とする。ただし、経費の支出は、1会派につき1箇所の事務所に限る。

(7) 平成19年改正

川崎市政務調査費条例及び同規則は、平成19年に改正された(平成19年3月20日川崎市条例第19号及び平成19年3月30日川崎市規則第60号)。

同改正により、収支報告書を提出する際に、原則として1件当たりの金額が5万円以上の支出に係る領収書等の写しの添付が必要とされた。

3 川崎市運用指針

川崎市では、地方自治法の改正(平成13年4月施行)を受けて、川崎市政務調査費条例や川崎市政務調査費規則を制定し、政務調査費の交付の対象、額、交付の方法等を定めてきた。

しかしながら、法制化以来5年が経過し、自治体を取り巻く社会状況も変化してきたことから、平成18年度において議会改革の一つとして政務調査費のあり方について見直しを行い、川崎市政務調査費条例を改正するとともに、より政務調査費の使途の明確化を図るために、政務調査費の運用指針を制定し、本監査対象期間後の同運用指針は平成19年5月3日から施行された。

同運用指針は、基本的指針として実費弁償の原則、按分による支出等をうたうとともに、政務調査費の使途基準として、川崎市政務調査費条例第10条別表に「支出に適さない経費の事例」及び「備考」を加えた表を含んでいる。また、収支報告書及び領収書等の提出手続やその書式等を掲げている。

4. 裁判例

(1) 名古屋高等裁判所平成17年8月24日判決

原審：津地方裁判所平成16年2月26日判決

津市議会における研究費の概算交付後の精算に当たって、

「原則として領収書等により支払うべき金額が確定されるべきものではあるが、議会の会派への研究費の交付は、政治活動の自由とも密接に関連するため、各会派の代表者と経理責任者により適正に審査されて実績報告書が作成されている限りにおいて、精算に当たっての実績報告書に領収書等の添付を要しないとすることも許容される。」

とした原審の判断を支持し、かつ次のように述べた

「1 審被告A議員団としては、上記のとおり、基本的に適正な審査及び実績報告書の作成が行われていたことを主張・立証すれば足りるのであり、また一般的、外形的にこれが目的外に使用されていることをうかがわせるような事情が認められた場合には、上記の審査の過程においてこれを精査し、疑義を払拭した上で精算が行われていることが通常であると考えられるから、そのような適正な審査が行われているのであれば、その過程を明らかにすることによって、もはやそのような事情は、『目的外に使用されていることをうかがわせる一般的、外形的な事情』に該当しないことを主張・立証することができる筋合いである。

そのような主張立証が行い得ない場合には、もはや上記のような趣旨における自律的かつ適切な精算が行われたものと認めることはできないから、領収書等の提示によって直接その支出目的の適正を明らかにするほかないのはむしろ当然であって、上記基準は無条件に領収書の保存義務を課すものとは到底言えないし、1 審被告A議員団に過重な負担を強いるものでもないことは明らかである。」

(2) 札幌高等裁判所平成19年2月9日判決

政務調査費の交付対象が会派のみである函館市において、会派性について次のように判示した。

「法100条12項(当時)が政務調査費を「会派又は議員」に交付できるとした理由は、(中略)。そして、その意図するところは、単に議員個人がばらばらに活動を行うよりも、いわゆる会派に集う多種多様な専門性、経験、背景等を持つ議員がそれぞれの知識経験に基づき、市政に関連する様々な問題を集団により多角的に討議した方が、より良い調査活動が期待でき、その結果、地方議会の審議能力が強化され、その活性化も図られると考えられたものと解される。・・・

(中略)・・・「会派が行う」との意味について検討するに、政務調査費の交付先を「会派」とした実質的な理由は上記のとおりであるから、政務調査費の支出が、本件用途基準の用途区分に従い、会派としてなされること、言い換えると、会派としての意思統一がなされ、当該調査活動が、「会派」として行うものであるとの会派の了承が存在することが必要であり、このような実態を伴わない政務調査費の支出は、本件用途基準に違反した違法な支出と言うべきである。」

下線は個別外部監査人が付した。以下同じ。

また、傍論として、「政務分担費として、会派を通じて各議員に交付された場合であっても、交付を受けた各議員において、地方公共団体の条例に基づく用途基準に適合した経費に充てた場合には、実質的に当該条例に適合するものと言えるから、違法と評価することはできない。」とした同裁判所の見解(同庁平成16年10月20日判決)は変更されなけ

ればならないとした。

さらに、会派の代表者の承認では、会派性の要件が満たされると言うことはできないとした。

(3) 仙台高等裁判所平成19年4月26日判決

原審：青森地方裁判所平成18年10月20日判決

平成19年10月26日上告棄却・上告受理申立却下

「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合は、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。

また、ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、控訴人が主張するとおり、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合を持って政務調査費を確定すべきである。」

(4) 青森地方裁判所平成16年2月24日判決

弘前市議会議員が市から交付を受けた政務調査費につき、広報費として支出したガソリン代24万5000円について、次のように判示して目的外支出とした。

「被告知者は1か月当たり1600ないし1700キロメートル程度を上記自動車で行っていたことになるが、被告知者が市政に関する活動の報告といった広報活動を行っていた地域は、主として自身の住居のあるa市1地域内であり、a市中心部に赴いての広報活動を含めて考慮しても、上記自動車の全走行距離中に占める広報活動のために走行した距離の割合は、極僅かであると認められる。そして、被告知者は上記自動車を私的な用にも兼用しているから、大部分は被告知者の私的な目的のために使用されていたと推認される。

そうすると、前記のとおり、被告知者は平成13年度中に給油したガソリン代金のほぼ全額を、a市から交付された政務調査費の中から、広報費として支出しているのであるから、本件広報費も、その大部分は議員としての広報活動とは無関係な被告知者の私的な目的のために充てられたものと認めるのが相当である。」

また、ガソリン代金のうちには、広報活動を行う際の交通費として使用されたと認めら

れる部分も存在するが、本来、広報活動のための交通費として使用された部分を特定して報告する責任は被告知者にあるところ、被告知者が広報活動を行うために自動車を使用した割合は、全体からみれば極僅かであり、また、広報活動部分と私的使用部分を区分することは困難であることから、本件広報費の支出は、全体として広報費の使途基準に合致しないとした。

(5) 東京地方裁判所平成18年4月14日判決

品川区議会のある会派に交付された政務調査費のうち、飲食費として支出されたものについて、目的外支出と認定した。

まず飲食費に関する一般論として次のように判示した。

「会派による飲食費の支出については、区政に関連する調査研究又は会議に伴い、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、区政に関連する調査研究又は会議に伴う一種の経費として、政務調査費の使途による支出と認められると解するのが相当であり、このような必要性、相当性の有無を判断するに当たっては、当該会議又は調査研究の目的、内容と当該飲食の場所及び内容、支出金額、回数等を考慮し、調査研究又は会議に伴うものとして社会通念上適切なものとして許容されることが必要というべきである。」

次に、公的施設外の飲食店舗等における飲食について次のように判示した。

「公的施設外の飲食店舗等における飲食は、それ自体では外形上、日常私的に行われる飲食と区別することが困難であるから、その費用の支出については、当該会議の目的、時期、性質及び支出先の場所、性質、支出の内容、程度等からみて、当該飲食時の活動が、区政に関連する調査研究又は会議として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情が存しない限り、目的外支出に当たると認めるのが相当である。」

と一般論を述べたうえで、以下の店舗の種類別に判断したが、いずれも目的外支出とした。

ア パー・クラブ・スナック・パブ

これらの店舗は、通常、顧客が女性ホステス等を交えて飲酒、軽食、カラオケなどに興じる場所として利用されており、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかである。

イ 居酒屋・ビヤガーデン

これらの店舗は、通常、顧客が飲酒を伴う食事をし、歓談に興ずる場所として利用されており、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかである。

ウ 割烹・懷石料理・うなぎ・しゃぶしゃぶ・すし・ふぐ・かに・そば・うどん・お好み焼その他の和食の店

これらの店舗は、通常、顧客が高価な料理を楽しんだり、飲酒を伴う会合を行う場所

として利用されており、・・・その余の店舗における飲食についてみても、当該店舗の性質や領収書から窺われる飲食代金に照らし、飲酒を伴っている場合が多いことが推認され、飲酒を伴わない場合があったとしても、料理の代金の合計額も相当高額に上っている場合が多く、本件主張・立証活動状況にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のために、これらの店舗で飲食をする必要性及び社会通念上の相当性があったとは認め難い。

エ 天ぷら、とんかつ、中華料理、韓国料理、焼肉店

これらの店舗は、通常、顧客が当該店舗における専門の料理の食事を味わい、顧客において飲酒をすることもある場所として利用されており、このうち、ラーメン店は、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所といえないことは明らかである。その余の店舗における飲食についてみても、当該店舗の性質や領収書から認められる飲食代金等（一度の「会合」につき数万円、高額のものとしては7万4900円（A29）から十数万円（A110）に及ぶ。）に照らすと、飲食（及びこれに伴う飲酒）を楽しむこと自体を主たる目的としていたと推認されてもやむを得ない。

オ 洋食レストラン

これらの店舗は、品川区近辺の高級ホテル内のレストラン、イタリアンレストラン、ファミリーレストラン等であり、このうち、ファミリーレストランについては、その性質からみて、社会通念上、「区政のための調査研究」のための会合を行うのに適切な場所とはいえない。その余の店舗における飲食についてみても、当該店舗の場所や性質等に照らすと、飲食（及びこれに伴う飲酒）を楽しむこと自体を主たる目的としていたとの疑念を抱かれてもやむをえない。

(6) 青森地方裁判所平成19年5月25日判決

「議員が政務調査研究活動に資する費用として支出したことについて本件規則7条により整理保管を義務付けられている領収書等を保管提出しない場合には、原則として、これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできない。また、当該支出に係る領収書等の提出がされたとしても、その領収書の作成者の住所を欠いていて第三者による事後的な検証が困難であるような領収書に係る支出や、領収書の記載からは政務調査との関連性が明らかでなく、これを補足する説明もされていないような支出については、これを正当な政務調査費の支出であると認めることができない。さらに、同一名目の相当額の支出について政務調査費の本件使途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分とを合理的に区分することが可能であるにもかかわらずそれをしておらず、その金額や使途等からみてその大半が政務調査以外の活動に使用されていると社会通

念上推認されるような場合においては、当該同一名目の支出額全体が政務調査費の本件使
途基準に合致しないものであると認めるのが相当である。他方、政務調査費の本件使途基
準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分が混在し
ており、その合理的な区分が困難な場合には、社会通念上相当な割合による案分をして政
務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である。

なお、当該支出が政務調査費の使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、
各議員活動の自主性を尊重する観点から、できる限り調査研究活動の内容に立ち入ること
がないように、本件規則7条により整理保管を義務付けられているところの会計帳簿及び
領収書の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断をするの
が相当である。」

(7) 長野地方裁判所平成19年10月12日判決

まず、一般論として、長野県議会作成の政務調査費マニュアルに反して政務調査費が充
当されても、そのことにより直ちに違法となるものではないと判示した。

「本件条例7条は、政務調査費の使途について、「会派は、政務調査費を議長が定める使
途基準に従い使用しなければならない。」とし、これを受けて、本件使途基準が定められて
いるのであるから、本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出することは許されな
い。そして、各会派が本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出したときは、そ
の支出は法律上の原因のない違法なものであり、当該会派は、その支出相当額を不当利得
として返還すべき義務を負う。

この点、本件マニュアルは、使途基準ではなく、本件マニュアルに反して政務調査費が
充当されたとしてもそれが直ちに違法となるものではないが、本件マニュアルが、長野県
議会の議会運営委員会検討会議に対する諮問により策定されたものであることや、使途基
準は県議会議長が定めるものであるところ、県議会議長が本件マニュアルについて、県議
会の各会派が政務調査費を使用するに当たって、会派自らが判断するための指針とするも
のである旨述べていることからすると、各会派は、政務調査費の充当に際し、本件マニ
ュアルで定められている指針を軽視すべきではないということができる。」

また、事務所費について、当該事務所が「後援会事務所」と記載された看板しかないこ
とをもって、政務調査活動には利用されていなかったと推認することはできない等として、
事務所の外観からは一見その実態がなかった又は必要がなかったとも思われる事務所につ
いても、その使用実態がなかったとまではいうことができないとして事務所賃料への政務
調査費の充当を認めた。

人件費については、上記の政務調査費マニュアルは、親族を雇用した場合には人件費と

して政務調査費を充当することができないというものではない等として、原告らが指摘する人件費が長野県における使途基準に違反すると認めることはできないと判示した。

会費については、調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をするところもあり得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができるかと解するのが相当と判示した。

具体的には、飯田早起き野球連盟春季総会、飯田社交倶楽部放談会、飯伊理容組合新年会等の新年会、新春懇談会、新年懇親会、新年祝賀会等の会費について、政務調査費の充當が使途基準に違反するとは認められないとした。

(8) 東京高等裁判所平成19年6月27日判決

まず、一般論として、原告が主張するように本件各会派が購入した事務機器等が私的に利用されているというのであれば、そのような事実は原告において立証する必要があると解されるとした。

その上で、デジタルカメラ、プリンター、ラミネーター、電子辞書、明細地図及びコピー機の各購入費並びにパソコンの修理費等について、いずれも私的な流用であるということとはできない等として、結論として、政務調査費を充てたことが目的外の使用とは認められないとした。

また、インク代等の費用についても、使途基準中の「広報費」に当たるものとして、目的外の使用とは認められないとした。

(9) 京都地方裁判所平成17年8月25日判決

ワイヤレスアンプ、液晶プロジェクター、ハイビジョンテレビ、デジタルカメラ、サイクロンクリーナー、コピー複合機等の購入費について、いずれも「会派が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品」に当たるというべきであるとした。

また、花代については、1週間ごとに3150円相当の花を飾ることは、会議、面談等を円滑に進めるために必要な装飾として、社会通念上、会議等に要する経費、あるいは、調査研究活動に伴う事務の費用といえないことはなく、『備品消耗品費』に当たらないとまでは認められないとした。

新聞「赤旗」の購読料については、直ちに政治活動に当たるものとはいえず、また、会派に所属する議員が個人的に購読している新聞であっても、別途、会派の調査研究活動のための資料として購入する必要性がないとはいえないとした。

(10) 大阪地方裁判所平成18年7月19日判決

寝屋川市議会における政務調査費に関する事件である。

事務所費について政務調査費の交付を受けた会派が、当該会派に所属する各議員に対し、

その具体的態様いかに関わらず、一定額を一律に支給し、精算を要しないものとする取扱いをすることは、原則として許されないとしながらも、経費の実額による把握が困難な場合も少なくないことを考慮し、当該事務所において行われる調査研究活動の実情等に照らして、事務所の管理に要する費用として社会通念上実額を上回るものではないと考えられる一定額を事務所費として各議員に支給する取扱いをすることは、地方自治法第100条第12項等の法令の趣旨に反しないと判示した。

第2 利害関係

個別外部監査の対象とした事件につき、川崎市と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 判断基準

1 以下、本件監査における判断基準について述べる。

川崎市においては、政務調査費の運用に関して、平成19年5月から施行された川崎市運用指針が存する（第2部 第1の3参照）。

本件監査の対象期間は川崎市運用指針が施行される前の期間であるので、本件監査においては川崎市運用指針を原則として適用しないこととする。

他方、以下に述べる判断基準は、本件監査に限って用いるものであり、現在の川崎市運用指針を否定し、又は、変更を促すものではない。

2 実費弁償の原則

政務調査費は実費弁償とする。したがって、支出のあったことが認められないものは全額目的外支出とする。

会計帳簿に記載されている各支出の有無については、川崎市政務調査費規則第9条により整理・保存が義務づけられている領収書等又は支払証明書によって判断する。

領収書等又は支払証明書が存しない支出については、その他の資料又は事実から当該支出の存することが推認される場合は、この限りでない。

3 会派性

川崎市政務調査費条例は、第2条等で交付対象を明確に「会派」と定め、第10条及びその別表は、7つの項目のいずれについても、政務調査費の支出が許される活動の主体を「会

派」と定めている。

本監査では、政務調査費の支出が認められる活動は、会派が主体となつて行われるものに限る。

ただし、議員が行う活動であっても、会派としての意思統一がなされ、当該調査活動が会派として行うものであるとの会派の了承が存在する限り、会派が主体となつて行われたものとする（札幌高裁平成19年2月9日判決参照）。

川崎市においては、いずれの会派においても、少なくとも週に1度、年に約5、60回の頻度で団会議が行われ、毎回ほぼすべての会派所属議員が出席し、1回あたり少なくとも数時間の時間をかけて討論が行われ、かかる団会議に基づいて各議員が日々政務調査活動を行っていることが認められる。

また、川崎市においては、定例会議において各会派代表者による代表質問以外に、各議員が個人で行う一般質問の機会が設けられているが、かかる一般質問における各議員の質問事項は事前に団会議によって諮られたうえで行われていることが認められる。

さらに、川崎市は、政令指定都市であつて区ごとに議員が選出されていることや、その地勢上の特質から地域に応じて市政上の問題も区ごとに多種多様であること等川崎市特有の事情も認められる。

以上の事実を考慮すれば、川崎市においては、議員個人の活動が会派の意思統一及び了承を離れて行われることは通常はないと一応推認される。

したがって、本監査においては、会派の意思決定及び了承と無関係に議員個人で行った活動であることが明らかなものに限って会派性を否定し目的外支出とする。

4 市政に関する調査研究目的

本監査では、ある活動が市政に関する調査研究のためであるか否かの判断につき、市政に関する調査研究のためのものでないことが明らかなものを除いて、市政の調査研究のためのものであるとする。

川崎市政務調査費条例は、第2条において、政務調査費交付の目的が「市政に関する会派の調査研究活動を充実し、議会の活性化に資すること」にあると定め、同第10条の別表において、各項目につき「市政に関する調査研究のため」という要件を付している。

したがって、政務調査費の支出が許される活動は、市政に関する調査研究のためのものでなければならない。

他方、会派の活動の中には、市政の調査研究に資する活動と、それ以外の議員活動（たとえば政党活動、選挙活動、後援会活動など）が存する。

これらの活動は理論的には区別が可能であるが現実にはその境界はあいまいであることが多

い。

また、政務調査費は川崎市長が会派に対して交付するものであるが、議会の独立性を保つためには、政務調査活動の適否を市長、監査委員又は外部監査人等行政が判断することは好ましくない。

他方、具体的な政務調査活動の適否については、(その使途についての透明性が確保されている限りではあるが、)有権者が選挙権を行使することによって判断することが可能であり、かつ望ましい。

なお、ある一つの活動に、市政の調査研究活動の側面と他の活動の側面とが混在する場合もあり、これについては次の項目において論じる。

5 按分について

ある一つの活動に、市政の調査研究活動とそれ以外の活動とが混在する場合には、実績等が明らかな場合には当該実績に基づいて按分割合を定め、その限度で認め、その余を目的外支出とする。

実績等が明らかでない場合には、社会通念や条理に基づいて適切な按分割合を定める。

6 個々の支出額

支出額については、当該支出の内容に応じて、社会通念に照らして適正な金額の限度で認める。

7 研究研修費

(1) 研修会または研究会の参加費・開催費(セミナー参加費、講師謝礼、会場借上料等)

研修会または研究会の内容が特定されている場合には、当該会の内容が明らかに市政の調査研究活動に関連しない場合に限って目的外支出とし、その余は認める。特定されていない場合には、(2)各種会費の判断基準によって判断する。

(2) 各種会費(会合費、大会費、参加費、親睦会費、協賛金等)

調査研究に伴い、関係者と飲食することもありうることであり、飲食を伴う会合の会費についても、市政の調査研究にともなって社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として政務調査費を充てることができるかと解するのが相当である。

もっとも、研究研修費を充当する場合には、単なる意見交換ではなく、当該会合自体が研究会又は研修会であるか、もしくは、当該会合が研究会又は研修会に付随して行われることが必要である。

会合の内容及びそこにおける議員の活動等が具体的に特定されている場合には、当該内容等に応じて個別に判断するが、これらが特定されない場合には、会の名称、開催場所、支出の名目（主として領収書等のただし書きの記載によって判断する。）、支出手段等諸般の事情を考慮し、明らかに市政に関する調査研究活動と関連しない会合の会費については目的外支出とする。研究会・研修会を伴わない、または、伴うか否か明らかでない会合の会費については、広報・広聴費の判断基準に準じて実質的な意見交換が行われていない会合について目的外支出とする。

また、会費の上限は1万円とし、これを超える部分を目的外支出とする。1万円という金額が社会通念上相当な金額か否かについては議論の余地があるが、現在の川崎市運用指針が1万円を上限としている以上、本監査もこれに倣うものとする。

- (3) 交通費等（高速代、高速・パスネット等のプリペイド・カード代、スイカ等のチャージ代、タクシー代、鉄道の乗車料金、ガソリン代、駐車場代等）

実費弁償とする。

定額払いは認めないが、実際に要した費用が支給額を上回る場合には全額を、実際に要した費用が支給額を下回る場合には当該費用の限度で支出を認め、その余を目的外支出とする（寝屋川市議事件に関する大阪地方裁判所平成18年7月19日判決参照）。

当該交通費等を要した経路・活動等の特定ができる場合には、個別に判断する。タクシー代については、合理的必要性がある場合に限って認める。公共交通機関の利用料（ＪＲ、私鉄、バス）については、全額認める。

自家用車代（ガソリン代、駐車場代、有料道路代）については、実費が算定可能な場合にはその限度で認め、算定が不能または困難である場合には、関連性が不明である場合に準じて認める。

個々の政務調査活動との関連性が不明であるものについては、川崎市議会における議員の活動状況、陳情受理件数、地理的特徴、交通機関の状況等にかんがみ、月額5万円（年額60万円）に各会派の議員数を乗じた金額を上限として、これを超える部分について目的外支出とする。ただし、他の項目に交通費等が分散して計上されている場合には、これらの総合計額について上記上限額を適用する。

定期券代は目的外支出とする。特定の区間で定期的移動が必要となる政務調査活動は通常は存しないのであるから、具体的な活動内容が特定されない定期券代については全額について認めるべきではない。

(4) 会議費

会派内で行う会議も、通常は市政に関する調査研究に必要な研究・研修の一環であるといえるので、会議に伴う必要経費も社会通念に照らし合理的な限度で認める。もっとも、

本来の意味での研究会・研修会とは趣旨を異にすることもまた確かであるので、他の多数の自治体がそうであるように、条例上明文で研究研修費とは別個に会議費を認めるべきである。

会議参加者のための茶菓代及び弁当代については、社会通念上相当な額について認める。

具体的には、昼食代として参加者1人あたり1500円、夕食代として参加者1人あたり3000円までを認め、これを超える部分について目的外支出とする。茶菓代については、1人あたり500円を限度として認め、これを超える部分について目的外支出とする。

市庁舎外で会議を行う場合には、その費用は1人あたり5000円を限度として認める。

(5) 飲食費（会議費を除く。）

具体的に特定された研究・研修会に伴う飲食費については、個別に判断する。

(6) 旅費（宿泊費、旅行代）

宿泊を伴う研修・研究会については、その具体的内容（日程、行き先、目的、参加者の構成等）にもとづいて個別に判断する。

宿泊費については、川崎市旅費支給条例（昭和22年8月20日川崎市条例第21号）に基づき、1人あたり1万9800円の限度で認める。

宿泊施設以外での食事代については、1人あたり、朝食1000円、昼食1500円、夕食3000円の限度で認める。

議員以外の参加者については、政務調査補助者の支出分は必要な限度で認めるが、それ以外の者の支出分は目的外支出とする。

(7) その他の支出

これらの支出の対象となっている研究会等の内容によって個別に判断するが、他の項目として計上しうる支出については、当該項目の判断基準に準じて判断する。

8 視察調査費

視察ごとに個別に判断する。

交通費について、個々の視察活動との関連性が不明である場合には、研究研修費の交通費の判断基準を用いる。

9 資料費

(1) 資料等購入（新聞購読料を除く。）

書籍・雑誌・定期刊行誌等（以下、「書籍等」という。）のうち、市政の調査研究に関連しないことが明らかなものについてのみ目的外支出とし、それ以外は全額認める。

同一書籍等の購入は原則として1冊まで認め、2冊目以降の支出は目的外支出とする。

ただし、複数部を購入する合理的必要性があると認められる場合は必要性が認められる冊数の限度で認める。

発行元・出版元は問題にしない。

会派において保管または管理されていることが望ましいが、資料の保管場所は問わない。

(2) 資料等作成

作成された資料等の内容に応じて市政の調査研究との関連性を個別に判断し、必要に応じて適切な按分割合によって按分する。

会派等の広報紙（議会報告、市政報告等）の印刷代及び送料は、広報・広聴費の判断基準に準じて判断する。

(3) 新聞購読料

会派控室において購読されているものは全額認める（ただし、各紙1部に限る。）。議員個人が購読しているものについては、月額4000円（年額4万8000円）に会派所属議員数を乗じた金額について目的外支出とし、その余は認める。

新聞等の一般資料も政務調査費法制化の立法趣旨である、審議能力の強化、調査活動基盤の充実に合致するものと考えられる。また、議員個人が代表的な日刊紙すべてを購読することまで当然と考えることは困難であり、会派として代表的な全国紙及び川崎市政に関連する地方紙等を購読することには合理性が認められる。

他方、議員個人が事務所で購読する新聞については、議員という立場を離れた一般社会人として少なくとも1紙は購読しているはずであるから、1紙については政務調査費としての支出を認めるべきではない。そして、各紙の購読料は定額ではないので、議員1人あたり月額4000円（年額4万8000円）を目的外支出とするのが相当である。

(4) その他

上記以外の支出については、個別に判断する。他の項目として計上しうる支出については、当該項目の判断基準に準じて判断する。

10 広報・広聴費

広報・広聴活動が「調査」「研究」に該当するか否かが問題となるが、現在の川崎市政務調査費条例において明確に認められていることから、本監査においては、特に問題としない。

また、広報・広聴活動としては、①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の成果等を報告するもの2種類のうち、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきという考え方もある（平成13年10月に示された全国都道府県議会議長会通知等）。

しかし、この基準によれば上記①の活動のみが広報・広聴活動にあたることになるが、①

は広報・広聴のうち広聴に該当するものであって、川崎市政務調査費条例が明文で広報費としての支出を認めていることと相容れない。また、他の地方自治体における政務調査費の運用指針によれば、上記の見解を採用している自治体は未だ少数である。

(1) 広報紙等の印刷・配布代

会派の広報紙及び議員個人の広報紙ともに、市政の調査研究に明らかに関連しないものを除いて認める。紙面に政務調査活動と無関係な内容等が含まれている場合には、紙面の面積等に応じて適切に按分し、その按分割合の限度で認める。

議員個人が広報すべき事項であっても、会派で作成する広報紙等において記載されれば足りるということもできる。

しかし、政令指定都市であり、かつ、地勢上地区ごとの市政における問題点・課題等が多種多様である川崎市においては、紙面に限りがある会派の広報紙等で十分に捕捉できない地区ごとの個別の市政上の問題点や報告事項について個別に広報紙等を作成することには合理性がある。

また、これら地区ごとの問題点等について、各地区から選出される議員が、議会における一般質問等で取り上げたことを報告することもまた合理性が認められる。他方で、議員個人の広報紙等の内容は、概ね各会派における団会議で定められた会派としての政務調査目的や、会派内で結成されたプロジェクトチーム・委員会等の結果報告であることが認められる。

もっとも、広報紙等の中には、会派のものにも議員個人ののものにも、一部の紙面において党の催事の宣伝・告知や、市会議員以外の党所属の議員らの紹介がなされている等、市政の政務調査研究活動と無関係な政党活動、後援会活動等が含まれている場合もある。

かかる場合には、紙面の面積等に応じて適切に按分し、その按分割合の限度で認めるものとする。

(2) 郵送料等

対象送付物に準じて認める。対象送付物が不明のものは事務費に準じて認める。

送付先は問わない（大阪市議会運用指針等）。

レタックスについては、内容が特定されるものについては、個別に判断するが、特定されないものについては、もっぱら慶弔のためのものであるとして、全額目的外支出とする。

(3) 各種会費

会の内容が特定されているものについては、その中で議員が行った広報・広聴活動に応じて個別に判断する。

会の内容が特定されないものについては、研究研修費における会費の判断基準に準じる。ただし、広報・広聴活動としての会費については、市政の調査研究としての実質的な意見

交換が中心であれば足り、研究会等に付随することまでは不要である。

(4) 飲食費

広報・広聴活動であることを要するので、議員のみでの飲食は認めない。たとえば、1人での食事代、団会議等における食事代等は広報・広聴費としては認められない。

飲食店における飲食費については、当該会の内容及び参加者等に応じて具体的に判断するが、公的施設外の飲食店舗等における飲食は、それ自体では外形上、日常私的に行われる飲食と区別することが困難であるから、その費用の支出については、当該会議の目的、時期、性質及び支出先の場所、性質、支出の内容、程度等からみて、当該飲食時の活動が、市政に関連する調査研究又は会議として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情が存しない限り、目的外支出に当たると認めるのが相当である（品川区議に関する東京地裁平成18年4月14日判決参照）。

もっとも、会派控室や議員個人の事務所等に相談者等に来訪を求めることが困難な場合に喫茶店等において会合を行う場合も十分に考えられる。したがって、喫茶店又はこれに準じる場所（ファミリーレストラン等）における飲食費については、これらの場所は意見交換の場としてしばしば使用されるものであるから、市政に関する意見交換が行われなかったことが明らかな場合に限って目的外支出とする。

ただし、議員以外の参加者の飲食費を負担することは認められない（公職選挙法上禁止される饗応接待に該当する可能性もある。）。

(5) ホームページ作成・管理費

会派のホームページ作成・管理費は全額認めるが、その内容に市政の調査研究活動以外のものが含まれる場合には慎重な検討を要する。

また、同様に、議員個人のホームページ作成・管理費は、広報・広聴費としての支出を認めるが、その内容に市政の調査研究活動以外のものが含まれる場合には慎重な検討を要する。

ホームページについては、広報紙等に存在する紙面の制限という問題がない。したがって、あえて議員個人のホームページを会派の広報として認める必要性は乏しいと思われる。また、議員個人のホームページには、政党や議員個人の選挙広報活動やおよそ政治とは関係ない情報が存する場合もある。

しかし、議員個人もホームページにおいて会派が行った政務調査の結果・成果の報告という広報活動を行いうる。また、市民からの質問・問い合わせ・意見具申・陳情等を内容とするメール等を受け付けることによる広聴活動に資する側面も有する。さらに川崎市は南北に細長く、地域ごとに市政上の問題点が多種多様であるといった実情を考慮すれば、各地区から選出された議員が自己のホームページで当該区特有の問題点に関して政務調査

活動の結果を報告したり、市民の質問・問い合わせを受け付けたりすることも合理的で有益な広報・広聴活動といえる。

したがって、議員個人のホームページであることのみをもってホームページ関連費用を一律に目的外支出とすることは妥当でない。

(6) 施設利用料

当該施設を利用して行った広報・広聴活動の内容に応じて個別に判断する。

(7) その他

上記以外の支出については、個別に判断する。他の項目として計上しうる支出については、当該項目の判断基準に準じて判断する。

1.1 人件費

領収書等又は支払証明書によって当該支払があったと認められるものに限る。これらの資料がない場合には、賃金台帳及びこれを裏付ける源泉徴収税の納付書等その他の資料による裏付けを必要とする。出金伝票、賃金台帳のみでは支出があったとは認められない。

常時雇用であるか、臨時雇用であるかは問わない。

常時雇用の政務調査補助者については、各種手当（期末、勤勉、通勤、住居、時間外、扶養などの手当）及び社会保険料の支払いに充当することも認める。ただし、支給額が社会通念上相当と認められる額を超える場合には目的外支出とする。

所属議員と事務員等との間に親族関係が認められる場合は、支出自体の有無だけでなく、仮に支出があったとしても勤務実態がない場合もありうることを考慮して、支出及び勤務実態のあることについて慎重な判断を要する。

なお、本監査においては、親族関係の有無の調査については、基本的に各会派からの自己申告によることとし、特に議員と同一姓の者が存在する場合には再度会派に聴取して確認した。

(1) 被雇用者の従事している業務内容が具体的に特定されている場合

特定された業務内容に応じて認める。

業務内容の特定は、当該内容と調査研究活動との関連性が判断できる程度になされていることを要する。

(2) 被雇用者の従事している業務内容が具体的に特定されない場合

調査研究活動と他の議員活動とは渾然一体となっていることが多いことを考慮し、被雇用者と雇用者との親族関係、金額、成果物、頻度、非政務調査補助職員の有無など諸般の事情を考慮して、個別に按分割合を算定し、当該按分割合の限度において認め、それ以外を目的外支出とする。

12 事務費

事務費は、会派控室又は会派事務所に関するものと、議員個人事務所に関するものとに大別することができる。

会派控室又は会派事務所に関する事務費については、私的活動や後援会活動等政務調査活動以外の活動は通常行われないと認められるので、かかる政務調査活動以外の活動実態が明らかな場合を除いて全額認める。

他方、議員個人事務所については、自宅や後援会事務所を兼ねている場合には、私的活動や後援会活動など政務調査活動以外の活動も含まれていたり、あるいはこれらの活動と政務調査活動が渾然一体となっている活動も含まれていたりすることが考えられる。したがって、この場合には、適切な割合で按分した金額の限度で認め、それ以外は目的外支出とする。

(1) コピー機、FAX機（複合機を含む。）等のリース料

これらの事務機器は、一般に政務調査活動に必要な機器である。他方で、通常は1台あれば足りる機器である。また機器の性質上1か所に固定されて使用される。

そこで、会派控室または会派事務所については、1台目の費用支出は全額認める。2台目以上の費用支出については特に合理的必要性が認められない限り全額目的外支出とする。

議員個人事務所については、各1台に限りリース料としての費用支出を認め、後援会事務所を兼ねている場合は実績等に応じた適切な按分割合を定め、その限度で認める（自宅を兼ねていても、プライベートでコピー機を大量に使用することはあまり考えられないので、按分しない。）。

乗用車のリースも上記に準じて認める。

(2) PC、PC周辺機器購入費、PCソフトウェア購入費、修繕費

インターネットを通じた情報収集やPCによる資料作成は政務調査に必要不可欠であり、PCは政務調査活動に必要な機器である。また、機器の性質上複数人が共同で使用することは困難である。

そこで、会派控室で常置・使用されるPCについては、会派所属議員の人数分の台数、及びホストコンピュータ1台までの購入費用について、社会通念上相当な金額の限度で全額認める。政務調査補助者用PCについては、当該職員が政務調査を行っている場合にはその人件費に準じる按分割合の限度で認めるものとし、それ以外の会派控室で常置・使用される台数については、全額目的外支出とする。

議員個人事務所で使用されるPCについては、各1台限り認めるが、私的活動等政務調査活動以外の活動にも用いられることを考慮し、後援会事務所を兼ねる場合には、実績等に応じた適切な按分割合を定め、その限度で認める。個人の資産形成につながるおそれに

については、通常PCは4年間の使用により財産的価値はほぼ0になるので問題とならないと思料する。

周辺機器購入費、ソフトウェア購入費、及び修繕費についてはその対象となったPCが特定されている場合には上記に準じる。

買い替えについては、機器の故障等特に必要と認められる場合を除いて認められない。

- (3) プリンター、シュレッダー、デジタルカメラ、プロジェクター等の事務機器のリース料又は購入費

コピー機、FAX機のリース料又は購入費に準じる。

以上の要件を充足する場合であっても、社会通念上相当と認められる金額の限度を超える支出については、当該超える部分について目的外支出とする。

- (4) 事務用品（文具、消耗品、雑貨、備品、茶菓等）購入費

コピー機、FAX機のリース料又は購入費に準じる（ただし、個数制限は設けない。）。

領収書等から何を購入したのか不明である場合であっても、文具専門店で購入しているなど文具等を購入していることが明らかな場合、帳簿の摘要や品目欄の記載と対照して購入品が合理的に推認できる場合には認める。

- (5) 固定電話、FAX代、インターネット通信費

会派控室については、全額認める。

議員の個人事務所については、通信費については自宅兼の場合に私的使用が含まれるので、個人事務所が自宅、後援会又は双方を兼ねている場合には、実績等に応じた適切な按分割合を定め、その限度で目的外支出とする。

- (6) 携帯電話購入費、使用料

携帯電話の購入費は全額目的外支出とする。

携帯電話の使用料については、私的使用が含まれることを考慮して、事務所が自宅及び後援会を兼ねる場合の按分割合と同じ按分割合の限度で認め、それ以外は目的外支出とする。

- (7) 郵送料

消耗品に準じる。ただし、比較的高額なものについては、広報紙の送料等として本来広報・広聴費に計上すべき費用が事務費として計上されている可能性があるため、個別に慎重に判断する。

- (8) その他

上記以外の支出については、個別に判断する。他の項目として計上しうる支出については、当該項目の判断基準に準じて判断する。

13 その他の経費

事務所の賃料、水道光熱費、駐車場その他維持管理等に関する経費については、会派の事務所に限る。議員個人事務所に限る維持管理等の経費は全額目的外支出とする。

会派の事務所は、事務所としての実態を備えているものに限る。事務所としての実態を備えているか否かについては、使用実績、看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。

第4 判断

- 1 各会派について、提出された会計帳簿、領収書及びその他説明資料や聴取結果に基づいて調査した結果は、別紙1から4の各会派別判断記載のとおりである。

これを一覧にまとめると、別表B判断結果一覧表及び別表C1-1から4-4までの各会派各年度判断一覧表記載のとおりとなる。請求人の請求は、各一覧表記載の目的外支出合計額記載の金額の限度において理由があると認める。

監査委員は、川崎市長に対し、個別外部監査人が認定した目的外支出合計額の高額返還のために必要な措置を速やかに講じることを勧告するべきである。個別外部監査人が認定した目的外支出合計額について、請求人の主張する金額を超える部分も一部存するが、合計額全額について上記勧告をするべきであると思料する。

もっとも、一定の期間を定めて会派の自主修正・自主返還を促したうえで、それでも返還に応じない会派に対して上記措置を講じることが望ましいと思料する。

- 2 請求人のその余の請求については理由がないから棄却するべきである。

第5 意見

- 1 本監査においては、個別外部監査人から監査対象各会派に対し、会計帳簿及び領収書等を含む書類の提出要求、並びに、聴取のための出頭要求がなされたが、いずれの会派も本監査について積極的かつ協力的であり、書類の提出や聴取は円滑になされたと思料する。

しかしながら、一部の会派においては、会計帳簿の調製、領収書等の整理が不十分であり、監査実務の遂行には多大の時間と労力を要した。また、結果として多額の目的外支出額が認定されたこともまた事実である。

川崎市では、上述の通り平成19年3月に川崎市政務調査条例及び同規則が改正され、1件5万円以上の領収書等の添付が原則として義務づけられた。また、同年5月からは政務調

査費に関する運用指針が施行されている。

以上の事実を踏まえ、本監査を終えるにあたって、川崎市における政務調査費交付制度の充実と改善を期待して意見を具申したい。

2 会派性の問題

すでに述べたとおり、川崎市においては、政務調査費は会派に交付するものとされ、会派が行う市政の調査研究活動のために用いることとされている。

領収書のあて名が議員個人になっているものが多数見受けられ、会派名の表記すらない市政報告書が見られるなど、この点についての会派の認識が十分であったとはいえず、外形上は会派の意思決定・了承等から離れた議員個人の活動のための支出と疑われても仕方がない支出が存したことは否定できない。本監査においては、各会派からの聴取調査やその他補足資料に基づいて、いずれの会派においても団会議が頻繁に行われ、比較的強固な意思統一の元で各議員が政務調査活動を行っている点を確認したうえで、会派の意思決定を離れて議員個人が独自に行っていることが明らかである活動についてのみ会派性を問題とすることとした。

しかし、現行の川崎市政務調査条例が明確に会派性を要求している以上、上記の現状は望ましいことではない。

条例を改正して交付対象に議員を含めることも考えられるが、現行の制度を維持するとすれば、各会派においては、たとえば政務調査費で購入した資料・事務機器等について会派として備品台帳や目録等を作製してこれらを管理することなど、個々の政務調査費支出について会派性を具備することが明らかになるよう努力されたい。

なお、現行の川崎市運用指針では会派性の問題が明記されていない。当然の前提であるということで明記されなかったと推測するが、上記現状を踏まえて会派性の問題についても言及すべきである。

3 会計帳簿の調製及び領収書等の保存・整理について

川崎市政務調査費規則第9条第3項は、経理責任者が会計帳簿を調製し、領収書等を整理しなければならないと規定している。

しかしながら、一部の会派では、会派所属議員において領収書等を管理させていた。かかる管理体制を採用するに至った経緯にはそれなりの事情があったとはいえ条例及び規則の規定に明らかに違反しているうえ、結果として領収書の大半が紛失等のため提出ができなくなったこともあわせると、軽率の誹りは免れないであろう。

また、現存する会計帳簿から収支報告書を再現することができない会派もあったが、かか

る会計帳簿は調製されているとは到底いえない。

さらに、会計帳簿がある程度整理され、領収書等も概ね保存されているものの、ただ単に紙に貼付してあるというだけで、費目毎に分かれているわけでも、日付順に並べられているわけでもないという会派もあった。このような無秩序な領収書等の保管は、整理されているとはいえない。本監査においては、ある会派において1年あたり1万件を超える支出項目数について、これに対応する領収書等を探しあてて照合する作業に多大な労力と時間を要し、限られた時間の中で本来の監査業務にあてるべき時間が浪費されてしまった。

本監査における判断基準の項でも若干述べたが、議会の自律性、政治活動の自由の保障という観点からは、政務調査費の支出の対象となった会派・議員の活動の適否（特に、それが市政の調査研究活動として政務調査費の支出に値するか否か）について、個別外部監査人が積極的にこれを判定することは望ましいことではない。いくつかの裁判例が、主に立証責任としての問題ではあるが、当該活動を外形的にみて目的外であると認められない限り、目的外を主張する側に立証責任を負わせているのも、同様の考え方に基づくものと考ええる。

しかし、かかる考え方は、政務調査費の用途について会派の広範な裁量を是認するものではなく、まず少なくとも会派内における適正な審査が行われていることが当然の前提となっていると考えられる。

また、会派・議員の政務調査費の使途の適否については、市民による判断、究極的には選挙による審判を経ることがより適切であると考えられるところ、市民が適否の判断をなすためには、政務調査費の使途に関する情報が市民に十分に与えられる必要がある。そしてそのためには会計帳簿の調製と領収書等の保存・整理が十分になされている必要がある。

以上の理由から、会計帳簿の調製及び領収書等の保存・整理が適切に行われることは、政務調査費交付制度が適正に機能するための必須条件であり、各会派においては、これを十分に理解したうえで、新たな条例・規則・運用指針の下で適切な会計帳簿の調製及び領収書等の保存・整理を行っていただきたい。

4 会議費について

本監査においては、会派内における会議に要する費用支出を「研究研修費」として取り扱ったが、「研究研修」の字義からすると若干困難がある。他の自治体の例を参考にして、「会議費」を新たな項目として創設することも検討に値すると思料する。その際には、会議費の中心が会議における食料費であることを踏まえ、明確な基準を策定されたい。

5 各種会費、飲食費について

飲食店における飲食は、市政の調査研究に資するとは通常考えにくい。

また、主に数千円以上の会費を要する会合は、飲食を伴う会合がほとんどであると思われるが、かかる会合もまた同様の問題を孕んでいる。

これらの支出についての取扱いと限度額を定められたい。

6 広報紙等について

対象印刷物の保存を義務づけられたい。

7 交通費について

本監査においては、個々の政務調査活動との関連性が明らかでない交通費（タクシー代、電車代、バス代、ガソリン代等）が多数見受けられた。判断基準の項でも述べたように、川崎市の地勢的特徴、交通網が必ずしも整備されていない地域の存在、議員の活動実績等を考慮して、議員1人当たり月5万円までを上限として認めるという基準を用いたが、これは十分な基準が定められていなかった過去の実情を現時点から振り返って評価するための基準であって、今回限りのものである。今後はあくまでも個々の政務調査活動との関連性に基づいて判断されるべきである（当然ながら、交通費に関する判断基準は定額支給を認めるものではない。）。

交通費は一般に少額で、支出回数も多く、個々の交通費について個々の政務調査活動との関連性を基礎づける資料を作成することは煩雑にすぎるという見解もあるが、政務調査費が実費弁償であり、かつ公金である以上個々の政務調査活動との関連付けは必須であると思料する。

8 定額支給について

政務調査費は、市政の調査研究のために実際に要した費用を充当するものである。すなわち実費弁償が原則であって定額支給は本来認められない。

一部の会派において、定額支給を行っていた事実が認められ、本監査においては具体的に活動実績に基づいて実費相当額を算出したが、今後は定額支給を行わないよう徹底されたい。

9 人件費について

支出の有無、雇用実態の有無、及び具体的業務内容についてそれぞれ書類で明確にされたい。

10 事務費について

私的活動、後援会活動等との按分割合について、明確な基準を定められたい。

領収書のただし書きが記載なし又は品代になっているものが見受けられたが、市政の調査研究との関連性について疑念が生じないよう留意されたい。

以 上

(別表A) 平成18年度分政務調査費監査対象額一覧 (請求人の主張額)

H18	研究研修費	視察調査費	資料費	広報・広聴費	人件費	事務費	その他の経費	合計
自民党	3,042,651	1,895,644	3,053,512	3,680,492	1,619,059	2,162,331	3,846,755	19,300,444
民主・市民連合	1,406,993	2,699,501	3,865,003	3,139,272	680,713	1,870,338	1,043,022	14,704,842
公明党	1,007,747	15,232,075	2,640,121	1,823,568	0	1,419,375	0	22,122,886
共産党	503,581	0	1,584,955	1,173,958	11,832,125	321,190	168,602	15,584,411
合計	5,960,972	19,827,220	11,143,591	9,817,290	14,131,897	5,773,234	5,058,379	71,712,583

平成17年度分政務調査費監査対象額一覧 (請求人の主張額)

H17	研究研修費	視察調査費	資料費	広報・広聴費	人件費	事務費	その他の経費	合計
自民党	2,430,276	1,566,602	1,225,030	1,448,270	872,201	1,450,006	5,069,307	14,061,692
民主・市民連合	1,228,982	4,112,723	3,631,382	2,913,659	3,756,558	1,363,366	336,042	17,342,712
公明党	1,145,304	26,168,189	2,660,881	1,267,422	0	1,426,131	0	32,667,927
共産党	197,447	0	1,719,064	1,251,036	11,873,399	296,309	183,225	15,520,480
合計	5,002,009	31,847,514	9,236,357	6,880,387	16,502,158	4,535,812	5,588,574	79,592,811

平成16年度分政務調査費監査対象額一覧（請求人の主張額）

H16	研究研修費	視察調査費	資料費	広報・広聴費	人件費	事務費	その他の経費	合計
自民党	3,012,844	1,613,608	1,102,891	1,174,543	0	1,150,586	5,874,830	13,929,302
民主・市民連合	1,724,749	4,725,356	3,469,924	2,994,159	1,170,475	1,410,183	1,275,355	16,770,201
公明党	433,000	32,193,000	2,766,000	1,249,000	0	1,364,000	0	38,005,000
共産党	204,222	0	1,736,396	1,469,307	11,852,416	301,290	169,687	15,733,318
合計	5,374,815	38,531,964	9,075,211	6,887,009	13,022,891	4,226,059	7,319,872	84,437,821

平成15年度分政務調査費監査対象額一覧（請求人の主張額）

H15	研究研修費	視察調査費	資料費	広報・広聴費	人件費	事務費	その他の経費	合計
自民党	2,175,715	1,628,566	1,197,391	1,207,410	0	1,193,579	6,561,046	13,963,707
民主・市民連合	1,696,161	892,358	3,576,991	2,745,783	1,032,215	1,830,963	485,256	12,259,727
公明党	482,682	29,481,830	2,477,508	1,030,658	0	1,320,978	0	34,793,656
共産党	43,339	0	1,713,836	1,444,561	10,390,118	280,730	170,218	14,042,802
合計	4,397,897	32,002,754	8,965,726	6,428,412	11,422,333	4,626,250	7,216,520	75,059,892

(別表B) 目的外支出一覧表

年度	会派	収支報告書計上額	会計帳簿の計上額	請求人の主張する 目的外支出額	個別外部監査人が 認定した 目的外支出額
平成18年度	自民党	102,600,000	105,851,754	19,300,444	30,379,523
	民主党	97,132,236	97,132,236	14,704,842	13,845,562
	公明党	70,649,581	70,649,581	22,122,886	6,179,200
	共産党	40,605,682	40,605,682	15,584,411	2,336,674
平成17年度	自民党	99,450,000	101,612,917	14,061,692	33,273,146
	民主党	97,153,958	97,153,958	17,342,712	15,045,096
	公明党	75,597,696	75,597,696	32,667,927	17,165,218
	共産党	40,904,372	40,904,372	15,520,480	2,190,938
平成16年度	自民党	98,100,000	100,739,176	13,929,302	28,119,415
	民主党	97,164,448	97,164,448	16,770,201	14,123,003
	公明党	75,600,000	75,600,000	38,005,000	17,242,397
	共産党	40,904,068	40,904,068	15,733,318	2,512,376
平成15年度	自民党	94,050,000	96,744,328	13,963,707	29,282,877
	民主党	89,052,608	89,052,608	12,259,727	13,407,754
	公明党	69,315,227	69,315,227	34,793,656	15,226,331
	共産党	39,543,301	39,543,301	14,042,802	1,716,277
合 計	自民党	394,200,000	404,948,175	61,255,145	121,054,961
	民主党	380,503,250	380,503,250	61,077,482	56,421,415
	公明党	291,162,504	291,162,504	127,589,469	55,813,146
	共産党	161,957,423	161,957,423	60,881,011	8,756,265